

植草学園大学図書館利用細則

制 定 平成20年7月30日
最近改正 平成26年9月10日

(目的)

第1条 この細則は、植草学園大学図書館規程第8条の規定に基づき、植草学園大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の範囲)

第2条 図書館の利用は、次のとおりとする。

- 一 閲覧
- 二 貸出
- 三 参考調査
- 四 文献複写
- 五 図書館間相互貸借
- 六 館内の施設・設備等

(利用者の範囲)

第3条 図書館を利用できる者は、次のとおりとする。

- 一 植草学園の職員
- 二 植草学園が設置する学校の学生、生徒等
- 三 植草学園の役員及び評議員
- 四 植草学園の元職員
- 五 植草学園が設置する学校の卒業生等
- 六 公開講座等の受講者
- 七 図書館長が特に許可した者

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、臨時に休館することができる。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第173号）に規定する休日
- 三 休業期間（春期休業、夏期休業、冬期休業及び臨時休業の期間をいう。以下同じ。）の土曜日
- 四 夏期及び年末年始の業務休業期間
- 五 学園創立記念日（11月13日）

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、必要がある場合は、変更することができる。

- 一 学年暦による授業期間における開館時間
平 日 9時から21時まで
土曜日 9時から15時まで

- 二 休業期間における開館時間
平日 9時から17時まで
(図書館資料)

第6条 この細則において「図書館資料」とは、図書館が所蔵する次に掲げるものをいう。

- 一 一般図書
- 二 参考図書(辞書,事典類)
- 三 雑誌,新聞等の逐次刊行物
- 四 映像・音響資料
- 五 電子的資料
- 六 その他の資料

(図書館施設・設備)

第7条 この細則において「図書館施設・設備」とは、図書館内において利用者に提供するために設置された次に掲げるものをいう。

- 一 情報交流ラウンジ
- 二 閲覧室
- 三 ラーニングcommons
- 四 研究個室
- 五 映像・音響資料閲覧ブース
- 六 学習用パソコン
- 七 パソコン用プリンタ
- 八 文献複写用コピー機
- 九 その他の施設・設備

2 図書館施設・設備の利用に必要な事項は、別に定める。

(閲覧)

第8条 利用者は、図書館資料を閲覧することができる。

- 2 利用者は、図書館資料のうち電子的資料は、許可された条件でネットワークを介して自ら検索し、閲覧することができる。
- 3 利用者は、図書館資料を丁寧に扱い、配列等を乱す行為をしてはならない。

(貸出)

第9条 利用者は、図書館資料の貸出を希望するときは、職員証、学生証又は図書館利用証を添えて係員に提示し、貸出を受けなければならない。

2 貸出の期間及び冊数は、次のとおりとする。

- 一 植草学園の職員、植草学園の役員・評議員及び植草学園の元職員
1月以内 10冊まで
- 二 植草学園が設置する学校の学生等
2週間以内 10冊まで
- 三 植草学園が設置する学校の卒業生等
1月以内 5冊まで
- 四 植草学園が設置する学校の生徒、公開講座の受講者及び図書館長が特に許可した者
2週間以内 3冊まで

3 図書館長は、特に必要と認めた場合は、前項の期間及び冊数を変更することができる。

(長期利用)

第10条 職員は、研究費等により購入した図書館資料を、教育、研究上長期に継続して利用する必要がある場合に限り、所定の手続きにより特別に長期利用することができる。

2 前項の規定により利用している図書館資料について、別に利用の申し出があった場合は、当該職員の教育、研究上支障がない限り、応じるものとする。

3 その他長期利用に関し必要な事項は、別に定める。

(返却)

第11条 利用者は、貸出した図書館資料を期限内に必ず返却しなければならない。

2 図書館長は、利用者が期限までに返却しなかった場合は、延滞日数だけ館外貸出を停止することができる。

3 図書館長は、必要と認めたときは、貸出期間中においても、図書館資料の返却を求めることができる。

4 職員、学生等がその身分を離れ、又は停職、休職、停学若しくは休学となった場合は、ただちに館外貸出図書館資料を返却しなければならない。

(貸出期間の更新)

第12条 利用者は、返却の期限後も引き続き貸出を希望する場合は、当該の図書館資料を持参し、所定の手続きをしなければならない。

2 期間の更新は、1回に限るものとする。ただし、他の利用者から貸出の予約があるときは、更新することができない。

(転貸の禁止)

第13条 利用者は、館外貸出の図書館資料を他人に転貸してはならない。

(貸出禁止の資料)

第14条 次に掲げる図書館資料は、原則として館外貸出をしない。ただし、図書館長が、教育、研究上特別に必要があると認めたときはこの限りではない。

一 映像・音響資料

二 参考図書

三 新着の逐次刊行物

四 その他特に指定した図書館資料

(参考調査)

第15条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な場合は、学術情報に関する調査を依頼することができる。

(文献複写)

第16条 利用者は、自らの教育、研究又は学習の目的のために、著作権法に認められた範囲内に限り図書館資料の文献複写を依頼することができる。この場合において、文献複写に要する経費は、依頼者の負担とする。

(図書館間相互貸借)

第17条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な資料が他大学図書館等にある場合は、所定の手続きにより、当該資料の文献複写又は借用を依頼することができる。この場合において、利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

2 他大学図書館等から図書館資料の文献複写又は借用の申し込みがあった場合は、利用者の閲覧、貸出等に支障のない場合にはこれに応ずるものとする。

(図書館資料の取扱い)

第18条 利用者は、図書館資料を丁寧に扱い、忘失又は損傷してはならない。

(弁償)

第19条 利用者は、図書館資料を忘失又は損傷したときは、同一の図書館資料を弁償しなければならない。

(細則等の遵守)

第20条 利用者は、図書館の利用にあたっては、この細則及び図書館長ならびに図書館担当者の指示する事項を守らなければならない。

2 図書館長は、利用者が前項の規定に違反したときは、図書館の利用を停止することができる。

(細則の改廃)

第21条 この細則の改廃は、図書館運営委員会の議を経るものとする。

(雑則)

第22条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則 (平成20年7月30日図書館運営委員会承認)

この細則は、平成20年7月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月11日図書館運営委員会承認)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月10日図書館運営委員会承認)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月10日図書館運営委員会承認)

この細則は、平成26年9月22日から施行する。